

第3編 風水害等編

風水害等編は、中城村の台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害などの応急対策計画及び復旧・復興計画である。

第 1 章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第 1 節 組織及び配備動員計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第 1 章の「第 1 節 組織及び配備動員計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第2節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報・及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う。

イ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う。

ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、最大限の警戒を呼びかけて行う。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

ア 気象注意報等

中城村における気象注意報等の基準は以下のとおりである。

中城村における気象注意報等の基準

発表官署	沖縄气象台	
担当区域	沖縄本島地方	
一次細分区域	本島中南部	
市町村をまとめた地域	中部	
注 意 報	大雨	【※1：表面雨量指数基準】 11 【※2：土壌雨量指数基準】 109
	洪水	【雨量基準】 - 【※3：流域雨量指数基準】 -
	強風（平均風速）	陸上：15m/S、太平洋側 15m/S
	波浪（有義波高）	2.5m
	高潮（潮位：標高）	1.3m
	雷	落雷等により被害が予測される場合
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%
	濃霧（視程）	陸上：100m、太平洋側：500m

資料：沖縄气象台（令和4年5月現在）

- ※1 表面雨量指数基準：表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。表面雨量指数そのものは相対的な浸水危険度を示した指標ですが、表面雨量指数を大雨警報（浸水害）等の基準値と比較することで浸水害発生の危険度（重大な浸水害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。
- ※2 土壌雨量指数基準：土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。土壌雨量指数そのものは相対的な土砂災害危険度を示した指標ですが、土壌雨量指数を大雨警報等の判断基準と比較することで土砂災害発生の危険度（重大な土砂災害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。
- ※3 流域雨量指数基準：流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標ですが、流域雨量指数を洪水警報等の基準値と比較することで洪水害発生の危険度（重大な洪水害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。

かなど) を判断することができます。

イ 気象警報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

本村における気象注意報等の基準で使用される台風の大きさ等は、は以下のとおりである。

中城村における気象警報等の基準

発表官署	沖縄气象台	
担当区域	沖縄本島地方	
一次細分区域	本島中南部	
市町村をまとめた地域	中部	
警報	大雨	【※1：表面雨量指数基準】 18 【※2：土壌雨量指数基準】 157
	洪水	複合基準 -
	暴風（平均風速）	陸上：25m/S、太平洋側 25m/S
	波浪（有義波高）	6.0m
	高潮（潮位：標高）	2.0m
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量：110mm	

資料：沖縄气象台（令和4年5月現在）

ウ 気象特別警報

気象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、最大限の警戒を呼びかけて行う。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/S以上の半径)	台風の強さ (最大風速)
大型 : 500km 以上 800km 未満 超大型 : 800km 以上	強い : 33m/s 以上 44m/s 未満 非常に強い : 44m/s 以上 54m/s 未満 猛烈な : 54m/s 以上

オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（キキクル気象庁）

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生危険度が高まっている場所は、危険度分布（キキクル）で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）

の危険度分布）では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況である。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では、高齢者等避難の発令基準の設定例として、例えば、水位周知河川においては一定の水位を超えた状態で、キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達）し、急激な水位上昇のおそれがある場合が挙げられている。

なお、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要は、以下のとおりである。

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報 (浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表され

	たときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

カ 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について [高]、[中] の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

キ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域(海上予報区)に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想(24時間以内)がある場合、沖縄気象台が発表する。

(7) 地方海上警報

- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域 (SEA AROUND OKINAWA)
- ・ 細分名称
沖縄東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA)
東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)
沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

(1) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシヅ ヨウケイホウ 海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合 又は継続中の警報を解除する場合
カシヅ ヨウノウムケイホウ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3 カリ未満)
カシヅ ヨウカセケイホウ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.2m/s (28 ノット以上 34 ノット未満)
カシヅ ヨウキヨウフウケイホウ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2～24.5m/s (34 ノット以上 48 ノット未満)
カシヅ ヨウホウフウケイホウ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5～32.7m/s (48 ノット以上 64 ノット未満)
カシヅ ヨウタイフウケイホウ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 13.9～17.2m/s (28 ノット以上 34 ノット未満)

(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の注・警報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用 気象注意報	大雨注意報
〃 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
〃 津波注意報	津波注意報
〃 津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
〃 高潮注意報	高潮注意報
〃 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
〃 洪水注意報	洪水注意報
〃 洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは洪水又は高潮等によって災害の発生が予想される場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

村長が消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

イ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報に代える。

(4) 県知事、村長が行う警報等

村長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、村長は、村民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

ア 発表基準及び発令

本村は、県及び気象台が共同で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる区域ごとに土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。土砂災害警戒情報と土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も併せて総合的に判断し、発令対象地域を絞り込み避難指示を発令する。

村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示を発令するものとする。

また、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線、ホームページ、LINE、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ等により土砂災害警戒情報に関する情報を伝達する。

イ 解除基準

警戒解除基準は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもか

かわらず基準を下回らない場合は、県と気象台が協議の上、警戒を解除できるものとする。

オ 村の対応

本村を対象として、土砂災害警戒情報が発令された場合は、本章第2節 組織及び配備動員計画による災害対策準備体制をとるものとする。また、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所の状況や気象状況を合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。

また、地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

本村の土砂災害警戒区域・危険箇所内にある自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設及び、それらの管理者等への土砂災害警戒情報の伝達は風水害等編一第1章一第2節のとおりである。

カ 土砂災害情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判断しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなどの表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意すること。

(6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

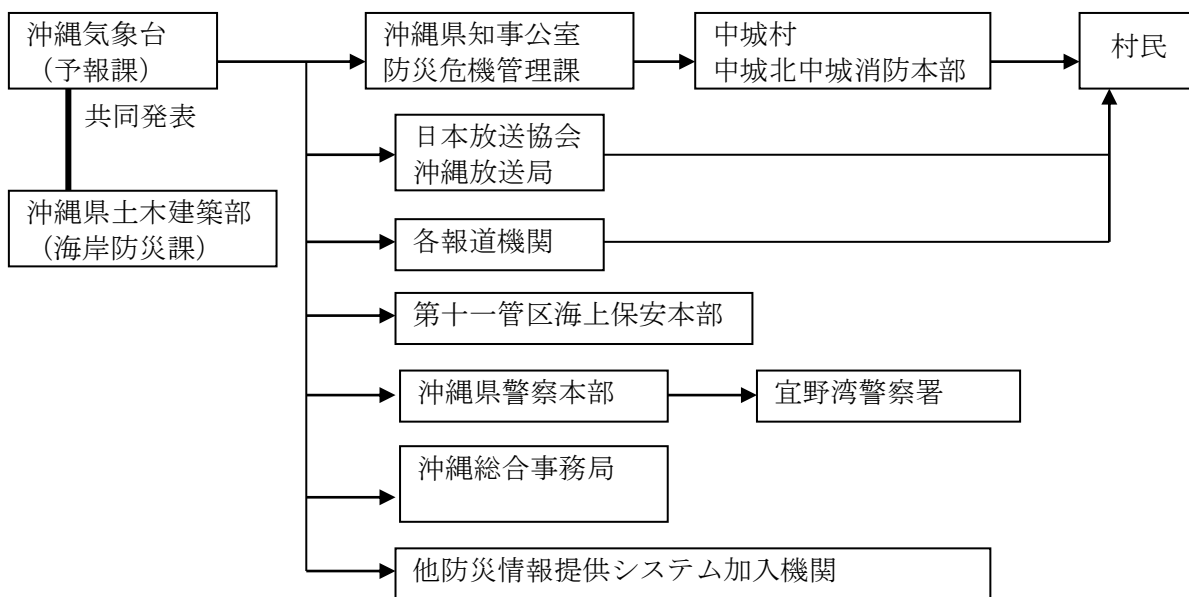
県内で大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所がキキクルで確認できる。

(7) 竜巻注意情報

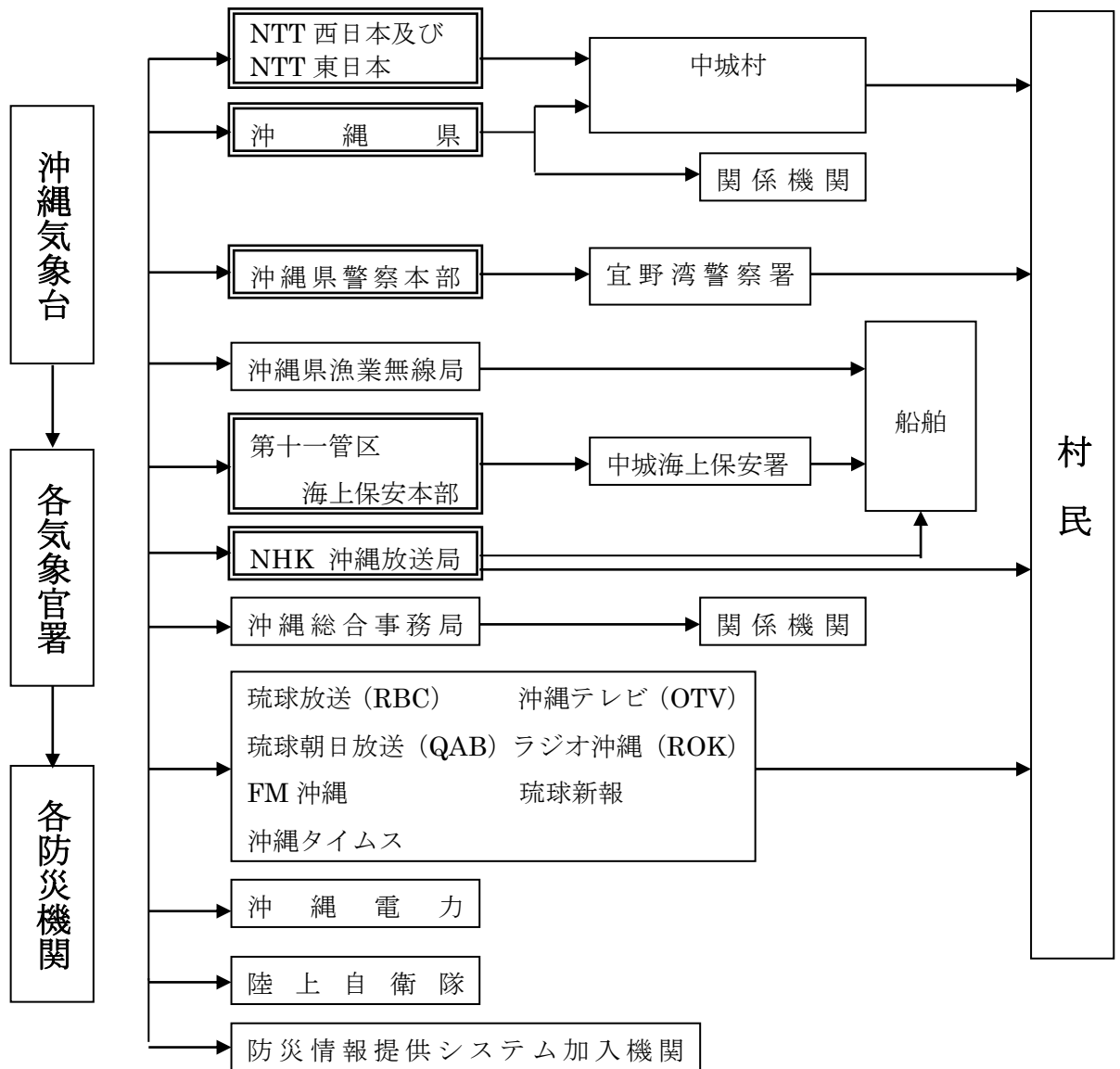
気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、各気象台が受け持つ一次細分区域単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで

確認できる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

土砂災害警戒情報の伝達系統図



気象警報等の伝達系統図



※二重枠内の機関は、気象業務法第15条等による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下系統は同様とする）

2 警報等の発表及び解除の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霧 〃 低温 〃 大雨(土砂災害、浸水害)警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	沖縄気象台	中城村
火災警報	各市町村長	各市町村別
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台	各市町村別(伊是名村、粟国村、渡名喜村、多良間村、南大東村、北大東村を除く)

3 気象警報等の伝達

- (1) 関係機関から通報される警報等は、総務対策班長において受理し、迅速、確実な収集を行うものとする。
- (2) (1)により通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、直ちに村長（本部長）に報告するものとする。
- (3) 村から村民に伝達する場合、次の事項について文書をもって記録するものとする。
 - ア 警報等又は災害の種類
 - イ 発表又は発生の日時
 - ウ 警報等又は災害の内容
 - エ 送話者及び受話者職氏名
 - オ その他必要な事項
- (4) なお、防災関係機関及び各事業所等は、気象警報についてラジオ等を常備して積極的

に収集するものとする。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象、地象に関し、災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災害の発生を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次のとおり通報しなければならない。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに村又は警察署若しくは海上保安署等に通報するものとする。

(2) 警察署、海上保安署等の通報

通報を受けた警察署又は海上保安署等は、直ちに村及び上部機関に通報するものとする。

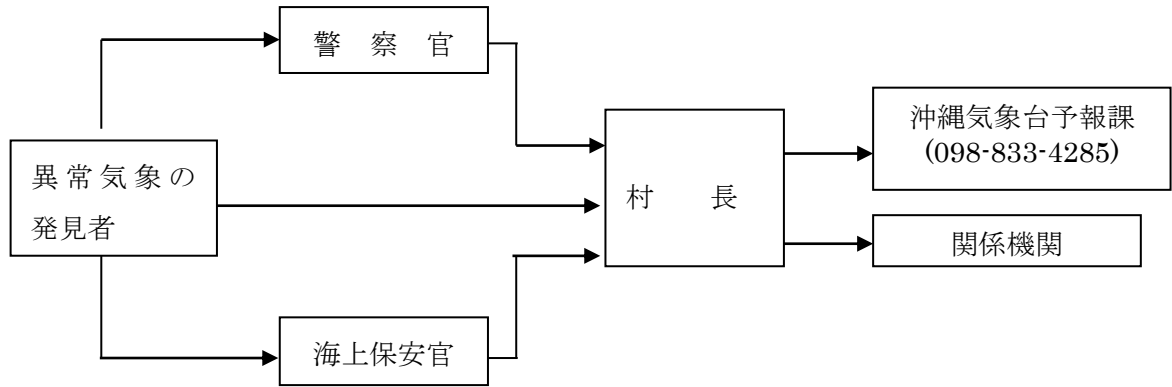
(3) 村長の通報

(1)(2)により通報を受けた村長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、村民に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 通報を要する異常現象

事項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害 関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(5) 通報系統図



第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第1章の「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 4 節 災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第 1 章の「第 4 節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、村（消防本部）は、災害発生時の第 1 次情報の報告を以下のとおり行う。

ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(総務省消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。

イ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

エ 行方不明者が他の市町村に住居登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第1章の「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、村における災害広報については、村防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

ア 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- (ア) 用語の解説、情報の取得先、村民等のとるべき措置
- (イ) 台風・気象情報
- (ウ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- (エ) 警報
- (オ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- (カ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- (キ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- (ク) 公共交通機関の運行状況
- (ケ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- (コ) 避難情報（準備情報）

イ 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- (ア) 避難情報（避難指示とその理由、避難所等）

ウ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- (ア) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (イ) 医療機関の状況
- (ウ) 感染症対策活動の実施状況
- (エ) 食料、生活必需品の供給予定
- (オ) 災害相談窓口の設置状況
- (カ) その他村民や事業所のとるべき措置

第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第 1 章の「第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 7 節 広域応援協力計画

大規模災害発生時において本村単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第 1 章の「第 7 節 広域応援協力計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて行う。

第 8 節 避難計画

第 1 款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第 1 章第 8 節の「第 1 款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第 2 款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、地震・津波編 第 1 章 第 8 節の「第 1 款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第 1 章 第 8 節 第 1 款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、地震・津波編 第 1 章 第 8 節 第 1 款の「2 避難情報の運用」のとおりとする。

村は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の村民及び要配慮者関連施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第 60 条に基づき、居住者に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により村民等への伝達に努める。
- (2) 避難情報等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難指示等の意味合いと判断の目安

種類等 ＜警戒レベル＞	内容	発令基準例	災害の状況及び 住民が取るべき行動
<p>高齢者等避難 (村長が発令)</p> <p>警戒レベル3</p>	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p>①災害共通 災害が発生するおそれがあるとき</p> <p>②洪水浸水想定区域 洪水警報が発表され、引き続き水位上昇のおそれがあるときなど</p> <p>③土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等 大雨警報（土砂災害）が発表され、引き続き強い又は長い降雨が予想されるとき など</p>	<p>避難行動に時間を要する者は、避難場所への避難行動を開始</p> <p>ただし、地域の状況に応じて早めの避難が望ましい場合は、一般住民についても自主避難を開始。</p> <p>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</p>
<p>避難指示 (村長が発令)</p> <p>警戒レベル4</p>	<p>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>・人的被害の発生した状況</p>	<p>①災害共通 ・切迫した災害の前兆があるときなど</p> <p>②洪水浸水想定区域 ・氾濫危険水位に到達したときなど</p> <p>③土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等 ・土砂災害警戒情報が発表されたときなど</p>	<p>・避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</p> <p>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</p>
<p>緊急安全確保 (村長が発令)</p> <p>警戒レベル5</p>	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき</p>	<p>①災害共通 ・災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき</p> <p>②洪水浸水想定区域 ・氾濫が発生するおそれが高まった場合</p>	<p>高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保する</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合 ③土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等 ・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・土砂災害の発生が確認された場合 	
--	--	--	--

(3) 警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティ FM 放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、村民等の積極的な避難を喚起するように努める。

3 避難場所

避難先は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

4 避難誘導

(1) 村民等の避難誘導

村風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、避難行動要支援者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

5 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、地震・津波編第1章「第1款 避難の原則」のとおりとする。

6 土砂災害警戒区域等避難計画

土砂災害防止法又は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）」により、土砂災害警戒区域又は急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の警戒避難体制を定めて被害を軽減し、住民の安全を図る。なお、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第 1 避難の原則」によるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域等の概要

本村における土砂災害警戒区域等は、村西側の斜面地の地域を中心に 27 箇所指定（令和 6 年 2 月時点）されている（そのうち、12 箇所は特別警戒区域となっている）。

(2) 土砂災害警戒情報

県と沖縄気象台が共同して発表する防災情報である土砂災害警戒情報を活用し、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とする。村は、防災情報提供システム（沖縄気象台）や県総合行政情報通信ネットワークからの提供により、迅速な避難対策に活用していくものとする。

(3) 土砂災害警戒区域における警戒体制等

沖縄気象台における雨量観測結果等の情報を基準に、土砂災害警戒区域等の警戒体制をとるものとする。

あらかじめ土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域における避難体制の確立など、迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

また、災害から村民を保護するため避難の必要性が生じた場合は、本章の「避難計画」により、判断し避難指示等の措置を行う。

<警戒体制の内容>

警戒体制	内容
第 1 警戒体制	危険区域の警戒、巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報する。
第 2 警戒体制	住民等に対し、警告及び事前措置の伝達（基本法第 56 条）、避難指示（同法第 60 条）等の処置を行う。

第 9 節 観光客等対策計画

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第 1 章の「第 9 節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第 10 節 要配慮者対策計画

災害時における要配慮者対策は、地震・津波編 第 2 章の「第 10 節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 1 1 節 水防計画

水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、地域における河川等の洪水又は津波等の水害から村民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1 実施責任者

実施は、村長が行う。

2 水防従事の責任

水防管理者（村）が管轄する区域の河川、海岸等で、水防管理者として水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関と連携し、水防団やその他必要な機関を組織しておくものとする。

3 水防組織

(1) 水防本部（災害警戒本部）の設置

沖縄気象台より、洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれがある予報・警報（暴風警報を除く）を受けたとき、又は村長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員を水防本部として設置するものとする。

したがって、村災害対策本部が設置された場合、水防本部は同時に災害対策本部組織に統合されるものとする。

(2) 水防本部

沖縄気象台より洪水、大雨、津波及び高潮発生のおそれのある気象警報等を受けたとき、又は村長が必要と認めたときから、その危険が解消するまで水防本部をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防本部に連絡会議を置き、水害対策の全般に関する重要事項を協議する。なお、水防本部だけではその対応が困難と認めたときは、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づく村災害対策本部を設置し、この場合、水防本部は村災害対策本部に編入する。

(3) 水防本部の組織構成

① 本部長	……………	村長
② 副本部長	……………	副村長
③ 本部員	……………	村災害対策本部の配備に準ずる

(4) 水防本部の事務分掌

水防本部の事務分掌は、村災害対策本部の所掌事務に準ずるものとする。ただし、水防担当班において次の事務所掌を行う。

〈水防担当班の事務分掌〉

① 水防連絡会議に関すること
② 水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること
③ 災害情報の受理、伝達に関すること
④ 河川、土木等に関する水害調査及び総務部長への報告に関すること
⑤ 水防に関する応急対策に関すること
⑥ その他、関係機関との連絡調整に関すること

4 水防非常配備と出動

通常勤務から水防非常配備体制への切替を確実にを行うため、本部長は災害対策準備体制から災害警戒本部における第1から第2配備を用いて、次の要領により配備を指示するものとする。

(1) 水防非常配備体制の種類

水防非常配備体制の配備内容は、災害対策組織の災害対策本部までの警戒体制基準に準ずるものとする。

(2) 非常登庁

水防対策本部員は常に気象の変化に注意し、非常配備体制の発令が予想されるときは進んで所属長と連絡をとるものとする。また連絡が取れない場合においては、本章「第1節 組織動員計画」に基づく判断により登庁するものとする。

5 水防対策巡視

水防本部及び所管する関係機関は、県からの通報またはその他の方法により気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視しなければならないものとする。

〈警戒通報の要領〉

通報の種類	通報の方法
① 水位の通報	河川及びため池等の水位を逐次村長（事務局）、消防本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努めるものとする。
② 潮位の通報	海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位の差があった場合。）と判断したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報するものとする。

6 避難のための立ち退き

洪水または高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防対策班は水防法第22条に基づき、実施する。

なお、本章における「災害広報計画」及び「避難計画」の実施内容を併用するものとする。

第 1 2 節 消防計画

災害時における消防活動は、地震・津波編 第 1 章の「第 11 節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 1 3 節 救出計画

災害時における救出活動は、地震・津波編 第 1 章の「第 12 節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 1 4 節 医療救護計画

災害時における医療救護は、地震・津波編 第 1 章の「第 13 節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 1 5 節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第 1 章の「第 14 節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- (1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況などを把握するとともに、通行の禁止または制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木などの被害状況を確認し、村に伝達する。

第 16 節 治安警備計画

災害時における村民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第 1 章の「第 15 節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 17 節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第 1 章の「第 16 節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 18 節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第 1 章の「第 17 節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第 19 節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、地震・津波編 第 1 章の「第 18 節 食糧供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 20 節 生活必需品物資の供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第 1 章の「第 19 節 生活必需品物資の供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 1 節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の収容保護計画

災害時における被災地の感染症対策は、地震・津波編 第 1 章の「第 20 節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の収容保護計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 2 節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の搜索、死体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第 1 章の「第 21 節 行方不明者の搜索、死体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 3 節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去は、地震・津波編 第 1 章の「第 22 節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 4 節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第 1 章の「第 23 節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 5 節 二次災害の防止計画

土砂災害などにおける二次被害の防止対策は、地震・津波編 第 1 章の「第 24 節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 6 節 教育対策計画

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第 1 章の「第 25 節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 2 7 節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、地震・津波編 第 1 章の「第 26 節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性をふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第 28 節 不発弾等対策計画

不発弾の処理に関する事項は、以下の通り行うものとする。

1 不発弾等の処理体制

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、宜野湾警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- カ 信管離脱作業は非常な危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- ①村は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
- ②避難範囲を定め、その地域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- ③村は、村長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾等の処理

- ア 発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部、知事、村長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

①村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議する

ための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

②危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

③村長を本部長とする現地対策本部を設置する。

第 2 9 節 在港船舶対策計画

この計画は、災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第 1 章「第 27 節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第 3 0 節 労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第 1 章の「第 28 節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第 3 1 節 民間団体活用計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第 1 章の「第 29 節 民間団体活用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 3 2 節 ボランティア受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第 1 章の「第 30 節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 3 3 節 公共土木等施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第 1 章の「第 31 節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 3 4 節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第 1 章の「第 32 節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第 3 5 節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第 1 章の「第 33 節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第36節 海上災害応急対策計画

この計画は、海上における船舶等の事故、台風等による大規模な被害あるいは危険物の流出によって災害が発生し又は発生するおそれがある場合、関係機関が緊密な連携を保ちながら相互協力体制のもとに、船舶、人命等の救助、海上安全の確保、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るためのものである。

1 災害対策連絡調整本部の設置

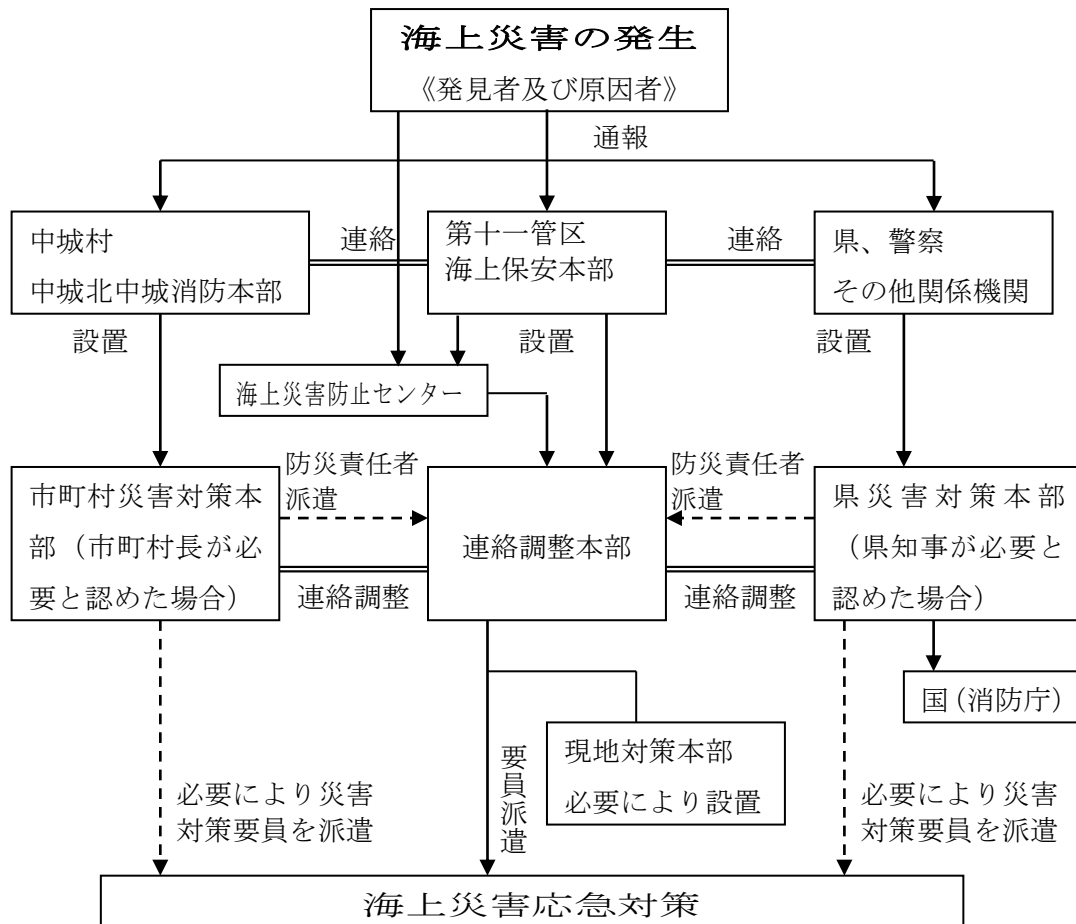
災害活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、調整本部と県災害対策本部及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。また、関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置時期は、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部もしくは流出油災害対策本部が設置されたときとする。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察
- (8) 宜野湾警察署
- (9) 中城村総務課、中城北中城消防本部
- (10) 日本赤十字沖縄県支部
- (11) 事故関係企業等
- (12) 海上災害防止センター
- (13) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部の実施する災害対策は次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し通信確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難指示、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。

ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し積極的に情報収集活動を実施するものとする。

ア 災害が予想されるとき

- ① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）
- ② 船舶交通のふくそう状況
- ③ 船だまり等の対応状況
- ④ 被害等が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
- ⑤ 港湾等における避難者の状況
- ⑥ 関係機関等の対応状況
- ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項

イ 発災後

- ① 海上及び沿岸部における被害状況
- ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ⑤ 水路、航路標識の異常の有無
- ⑥ 港湾等における避難者の状況
- ⑦ 関係機関の対応状況
- ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視艇、航空機又は特殊救難隊によりその搜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視艇、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

エ 救助・救急活動等にあたっては、ガス検知器による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階（避難期）

- ① 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医療品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- ④ 負傷者等の後方医療機関への搬送
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（輸送機能確保期）

- ① 上記第1段階の続行
- ② 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（応急復旧期）

- ① 上記第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需物資

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付又は譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする、

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当らせる。

ウ その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。

(8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価をふまえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらのものに対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。

オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の

発生防止、船舶禁止措置等船舶の航行制限を行う。

カ 危険物の防除作業にあたっては、ガス探知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没船、その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

キ 災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保する場合は、船舶交通の輻輳が予想される海域では、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行うとともに、広範囲かつ同時に多数の工事が施工される場合、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び同条第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

5 村の対応

(1) 中城村及び中城北中城消防本部の実施事項

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置

ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施

エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）

オ 沿岸及び地先海面の警戒

カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告

キ 消火作業及び延焼防止作業

ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力

ケ 防除資機材及び消火資機材の整備

コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導

サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興にあたっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。

イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

7 その他

(1) 各機関は、機会あるごとに海上防災思想の普及に努める。

(2) 各機関は、海汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため「海上災害防止センター」の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努める。

第37節 航空機事故災害応急対策計画

この計画は、本村及びその周辺での航空機事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、災害を最小限に止めることを目的とする。

1 航空機事故が発生した場合

航空機事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議が定める「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領（以下「緊急措置要領」）」により、主務機関（警察や消防、海上保安本部、防衛局、自衛隊、県）への援助協力機関としての役割を担うものである。

(1) 村の役割等

村域及び周辺において航空機事故が発生した場合には、主に「搜索活動」「消防救助活動」「現場対策」「その他住民への対策」に分けられ、村が主務機関となって行う取り組みは、住民への広報活動となっている。その他の対応及び主務機関等は以下のとおりである。

任務内容	主務機関	援助協力	備考
搜索活動	警察、中城海上保安部	村、県、消防、自衛隊等	
消防救助活動	消防、中城海上保安部	村、県、警察、自衛隊等	
現場対策	消防、中城海上保安部	村、県、警察、自衛隊等	
その他住民への対策 （住民への広報活動）	本村	県	住居被害者への仮住居のあっせんや、生活必需品の支給は、防衛局が主務機関となる。

※自衛隊機による事故の場合は、「現場対策」「その他住民への対策」の主務機関は自衛隊となる。

(2) 緊急措置要領

ア 緊急通報の内容等

連絡責任者は、航空機事故を知ったときは、直ちに関係機関に通報するものとする。
次に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

- ①事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ②事故発生の日時、場所
- ③事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物もしくは危険積載の有無
- ④事故現場の状況
- ⑤被害の状況
- ⑥その他必要事項

イ 現地連絡所の設置

- ①航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- ②米軍機事故の場合は、沖縄防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所が、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。
また、この場合においては、他の関係機関は可能な限り協力するものとする。

■米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会関係機関

区 分	関 係 機 関
県	沖縄県
市町村	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 八重瀬町 南風原町 与那国町 久米島町 国頭村 東村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 伊平屋村 渡名喜村 伊江村 渡嘉敷村 座間味村 北大東村
消 防	国頭地区消防組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 ニライ消防本部 中城北中城消防組合消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 那覇市消防本部 豊見城市消防本部 糸満市消防本部 東部消防組合消防本部 島尻消防清掃組合消防本部
警 察	沖縄県警察本部
海 保	第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
米 軍	第 18 航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自衛隊	陸上自衛隊第 15 旅団 海上自衛隊第 5 航空群 航空自衛隊第 83 航空隊
内閣官房	沖縄危機管理官
防衛省	沖縄防衛局

2 村の組織体制

(1) 災害対策本部の設置

村内及び周辺での航空機の墜落及び村内への航空機からの落下物による事故等の第一報が村に入った時点で、「災害対策本部」を設置し配備体制について検討する。

村周辺への航空機からの落下物による事故など、村内に直接の被害がない事故等の場合には、航空機事故等に対応する班（総務課）を組織し、情報収集活動を行う。

(2) 航空機事故等に対応する班の組織と活動

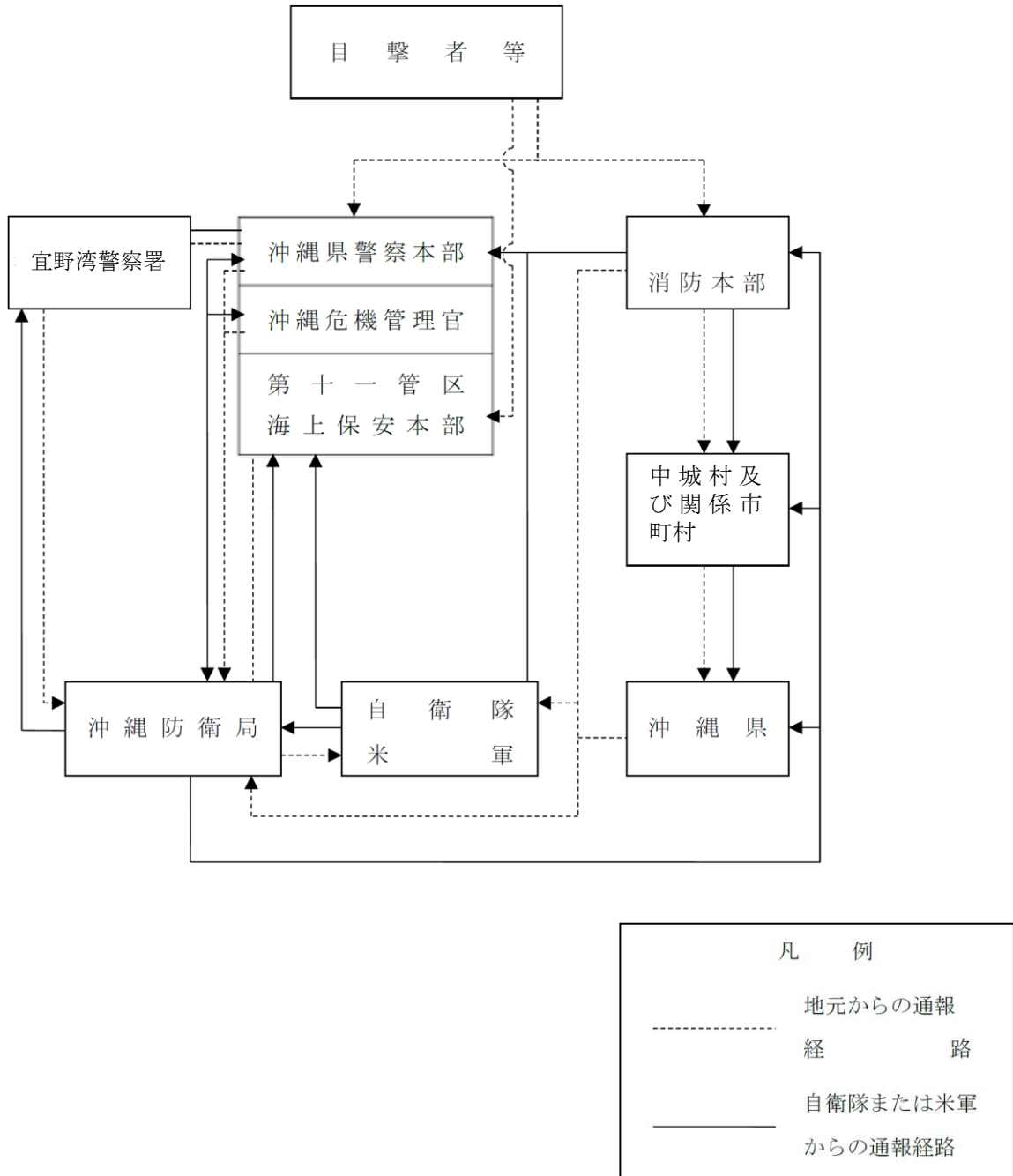
航空機事故等に対応する班の班長は、総務課長をもってあてる。総務課長が不在の場合には、企画課長を代理とする。

班での活動については、総務課及び企画課での対応を基本とするが、必要に応じて他の課からの応援を要請し、対応を行うものとする。

3 情報連絡体制

米軍または自衛隊の航空機事故等による場合の通報経路は以下のとおりである。

【米軍・自衛隊航空機事故等に係る通報経路図】



4 災害対策本部応急対策活動

(1) 対応活動

ア 村職員を沖縄防衛局または米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要綱による現場連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、警察署、消防本部にも職員を派遣して情報収集にあたる。

イ その他の活動

① マスコミ対応

② 現地確認と可能な限りの写真撮影

③ 県との緊密な連絡

④ テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録

ウ 村周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合は、総務課及び企画課を中心として、関係機関からの情報収集にあたる。

(2) 住民対応活動

ア 必要に応じ、住民に対する広報活動を実施する。

イ 村内に航空機が墜落した場合には、必要に応じ災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。

ウ 被害の拡大により村内の避難所だけでは対応できない場合には、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

エ 本村が住民に対する避難指示等を発令した場合には、本編の「避難計画」に準じた方法により住民の避難誘導にあたる。

(3) ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等を相互に緊密な連絡をとり、村民生活の早期回復に努める。

(4) 消防団活動

航空機の墜落等により、村内に住宅火災などが発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに、消防本部の活動の広報支援にあたる。

第38節 道路事故災害応急対策計画

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 関係機関は、「第1章 第1節 組織及び配備動員計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第 3 9 節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び村民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 村の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく村で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第2章の「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者の相談をはじめとした支援計画は、地震・津波編 第2章の「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

災害を受けた農業関係者及び水産漁業者、中小企業者及び一般被災者に対し、災害復旧資金の融資を行う本計画は、地震・津波編 第2章の「第3節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第4節 復興の基本方針

復興計画やむらづくりは、地震・津波編 第2章の「第4節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。